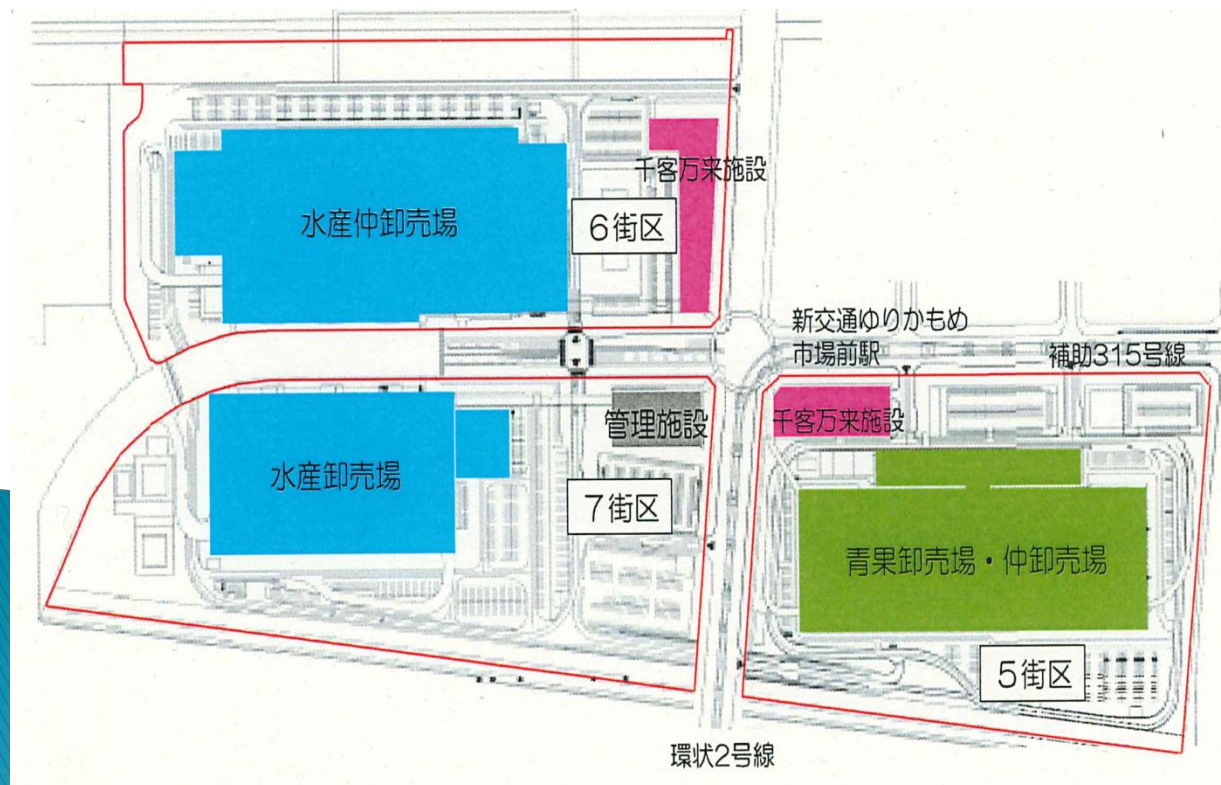


豊洲新市場と都政の見える化

～豊洲問題は氷山の一角

豊洲新市場



これまでの経緯

築地再整備着手と中断（断念）

1988年（昭和63年） 再整備基本計画の策定
総工費2,380億円を予定

1991年（平成3年） 再整備工事の着手

1996年頃（平成8年頃）

再整備工事の中断営業活動への深刻な影響の懸念
から、業界調整が難航

工事の途中で、工期の遅れや整備費の増大など、
様々な問題が発生

再試算で3,400億円（工事中断まで400億円執行）

豊洲用地取得、東京ガスと基本合意

99	9	石原知事が市場視察後「古い、狭い、危ない」と発言。東京ガスへ土地取得打診
00	6	東京ガス、土壌処理に多額の資金が必要なことを理由に「市場移転に同意できない」と回答
01	1	東京ガス、豊洲地区は有害物質で汚染と発表
	7	浜渦副知事らの強引な働きかけで、都と東京ガスが基本合意
	12	第7次整備計画で豊洲移転を明記

豊洲移転を決定

東京都卸売市場整備計画（第7次）

2001年（平成13年）12月

- 情報化、物流の効率化、衛生・環境対策の強化を実現し、21世紀の生鮮食料品流通の中核を担う市場へと再生するため、現行の計画を改め、築地市場を豊洲地区に移転する。
- 今後の新市場の基本計画づくりに際しては、周辺環境に対する負荷の軽減や地域の街づくりに貢献する市場づくり等について、地元区・関係者と十分協議をしていく。
- なお、移転するまでの間、現市場の暫定整備を実施する。

豊洲新市場整備方針

豊洲新市場整備方針（平成 21 年 2 月）

生鮮食料品を扱う市場として食の安全・安心を高いレベルで確保し、50年先まで見据えた新たな首都圏の基幹市場として豊洲新市場を整備する。

1 土壌汚染対策

「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」の提言をもって都の土壌汚染対策とする。

○ 経費 586 億円、工期 20 ヶ月

○ 対策の具体的内容

遮水壁の設置から盛土の掘削、地下水の揚水・浄化、土壌の掘削・運搬、汚染物質処理、液状化対策、砕石層設置、地下水の管理までの一貫した対策 ⇒ **別紙 2** 参照

都議会生活者ネットの対応

- ◇ 2009年 3月 築地市場の残地再整備の再検討に関する決議、
築地市場の豊洲移転計画中止に関する決議に
賛成するも採択されず
- ◇ 2010年 5月 中央卸売市場会計予算に反対
豊洲新市場予定地の用地取得の含む予算に反対
7月 特別委員会、小委員会において現地再整備の可
能性および晴海移転も主張
- ◇ 2011年 3月 都議会において豊洲移転の予算案可決（ネット
は反対）
- ◇ 2013年度、2014年度予算案に反対

地下空間利用・盛り土なし案はいつ決まったか？

第二次報告書(11月1日) (東京新聞から)

豊洲市場の盛り土問題を巡る経緯(敬称略)		知 事	市場長
2008年 7月	専門家会議が敷地全体に4.5mの盛り土をするよう都に提言	石原 慎太郎	比留間 英人
8月	別の専門家による技術会議が工法を検討開始		
12月	都が技術会議に「地下水の浄化のため建物下に作業空間が必要」と説明		
09年 2月	敷地全体に盛り土を行うことを都の方針として決定		岡田 至
10年11月	建設工事基本設計の実施要領を公表。仕様書に「モニタリング空間設計を含む」と記載		
11年 6月	建物の基本設計が完成。断面図に地下空間が描かれているが、寸法の記載はなし		
8月	都の市場当局による部課長会で、地下にモニタリング空間を設置する方針を確認		中西 充
9月	建物の詳細な実施設計の発注を決定		
11月	汚染対策工事の着工		
12年 5月	都側が盛り土は不要と設計会社指示し、建物下に盛り土しないことが確定		塚本直之
13年 2月	建物の実施設計が完成	猪瀬直樹	
14年 2月	豊洲市場の施設建設に着手	舛添要一	

結局は誰の責任か？

<2010年11月～2011年10月>

- ◇ 知事は 石原慎太郎氏
- ◇ 市場長は 岡田至氏～中西充氏（歴代の市場長は事務職）、問題発覚当時の市場長（岸本氏）は、地下空間を決断した当時の市場長ではないが更迭。
- ◇ 当時の責任者は岡田氏だが、技術的な判断をした技術職トップがいるはず？
- ◇ 第二次報告書で「責任あり」とされた技術系部長は5人。

何が問題か？

石原知事の責任は？

- 長期計画を無視
 - ・ 「東京都のなぜ？」を探る場合は、石原都政の13年間に何があったかが問題。
 - ・ 東京構想2000 石原知事になったばかりの長期計画で、石原慎太郎の署名がある。しかし、石原都政はこの長期計画をお蔵入り（無視）。
 - ・ このようなことが、都庁全体で計画を軽視したり、無視することにつながらなかったか？
- 意見を述べる職員を左遷
- 新銀行東京と銀行課税の責任問題

文書管理の問題

◆ 豊洲新市場整備方針決定の知事決裁原義は紛失！？

- ・ 昨年10月、都議会生活者ネットが豊洲新市場整備方針本文を資料請求したところ、「見当たらない」との回答（概要版はホームページで公開）
- ・ ようやく11月2日に届く。しかし、都議会経済・港湾委員会の報告事項の資料として存在したものであった。
- ・ 豊洲新市場整備方針決定の知事決裁原義を紛失か？

◆ P F I 事業見直しの経緯

- 当初は、豊洲新市場整備等実施方針（2006年12月）としてP F I 事業で行う方針であった。
- 前記の豊洲新市場整備方針決定後の2010年2月、新市場整備に係るP F I 方式の見直し－実施方針の取消しが発表された。しかし、発表された実施方針の取消しはA 4 1枚の簡単なもので、取消し理由については説明がされなかった。
- 2010年3月開催の議会経済・港湾委員会の要求資料として整備手法見直しの検討結果が報告された（主な理由は汚染対策工事の実施）。市場のHPには、今日まで理由の掲載はない。
- そもそも当初は、汚染対策工事がこれほど大掛かりになると予測していなかったところに問題の一因がある。

◆市場と日建設計（建設工事基本設計受者） との打合せ記録

打合せ記録

3枚の内1枚目

件名	東京都/豊洲新市場建設工事基本設計		JOB.NO:T100430A
日時	2011年4月20日(水)10:00~12:30 13:30~14:00	場所	築地市場新市場整備部
出席者	新市場整備部(以降 都) 管理課 :  施設整備課:    ※午後のみ出席 日建設計(以降 設計者): 		

- ・ 豊洲市場地下空間に関する調査特別チームの公表資料の中に相当量の「打合せ記録」がある（その一部、資料参照）。この記録は日建設計側が作成したものであり、土木工事（汚染対策工事）の設計受託者である中央コンサルタントと応用地質との質疑内容もある。
- ・ 本記録は日建設計が作成したもの。記録は市場に側に届けられ、参加者だけでなく、市場長または部長まで閲覧されたはず。しかし、市場からは本記録の提出はなかった（保管されていなかった？）。

今後の課題

◇ 豊洲移転はどうなる？

移転中止にした時は「賠償問題」や「建物をどう使う」かな
ど、問題山積

◇ 現段階の総事業費は

- ・ 建設費 2,747億円
- ・ 土壌汚染対策費 858億円
- ・ 用地取得費 1,859億円
- ・ その他関連工事費 420億円

計 5,884億円

- ◇ 当面の移転延期にともなう損害賠償は50億円を補正で措置
(写真は、新市場も成果等では据え付けられた大型冷蔵庫を
みる菊池さん)



豊洲の問題は豊洲だけか？

- 行政と事業者との打合せ記録は、事業者側が作成することは今や日本の常識？
- 打合せ記録を書けるような土木職、建築職はいないか、忙しすぎる（市町村は極端に人員不足）
- 文書管理条例は、全国で21自治体しかない。
- 都内自治体は東京都も含め、文書管理条例策定自治体はない。（都は12月議会で、生活者ネットの質問に対して、知事が検討を表明）

○ 自治体の人事政策の問題

- ・ 行財政改革による人員の削減（土木職、建築職、医療職等の不足は大災害の時に大丈夫か？）
- ・ 極端に短い人事ローテーション。専門的な職員がいなくなっている（都も市区町村も）
- ・ 業務委託、指定管理者（公共施設）の拡大は、事業者まかせになっている。説明会等でも、職員ではなく、コンサルタント等、事業者が答える場面が多くなっている。

■ 行政職員の「劣化」は著しい。どうしたらいいでしょう？

報告者 伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと理事）

いじめ防止対策推進法施行後の状況に関する調査の結果について

＜文部科学省調査＞ 2016年2月

1. いじめの問題に関する「対応」に関する課題

【都道府県・指定都市の課題】

○教員の資質向上

○いじめ問題への対応及び周知に向けた工夫改善について

○特別な支援を必要とする生徒への対応

○関係機関との連携及び学校等への支援

○いじめの問題に対する児童生徒の意識を高めるための取組

○予算措置

○情報モラル教育の充実

○私立学校への対応

【域内市町村の課題】

- いじめの問題に関する資質向上
- 学校，地域等との連携強化
- 特別な支援を必要とする生徒への対応
- 早期発見の工夫改善
- 生徒の意識を高めるための取組
- 人員配置や財政措置等
- 相談体制の整備
- いじめ法の理解と活用
- 連携体制の充実

【学校の課題】

- いじめ問題に関する認知や対応力を高めるための取組
- 学校における体制整備の充実
- 情報共有，連携に関すること
- 保護者対応
- いじめの早期発見にむけた工夫改善
- いじめの問題に対する生徒の意識を高めるための取組
- 関係機関や外部専門家との連携
- 特別な支援を必要とする生徒への対応

2. 教育委員会及び学校に設置された「組織」について （略）

いじめ防止対策推進法の問題点

弁護士石井 小夜子さん

(日本教育会館 相談日より2013 抜粋)

■いじめの実態をつかんだものか

加害者VS 被害者と二項対立させ、前者には厳罰を後者には保護をとという対峙的な対応を求めるこの「いじめ防止対策推進法」は、自死する子どもも含めて子ども間における「いじめ」の実態をつかんだものとは言えない。

いじめは年によって増減傾向はなく、どの年も似たような経験率が示された。加害者や被害者は入れ替わり、全体の8割を超える子どもが3年間のうち何らかの「被害体験」を、同じく全体の8割以上の子どもが「加害体験」をもつという事実である。つまり、「一部の特定の子どもが被害者になる、加害者になる」という想定は誤りであることが判明した。

■いじめを生み出す構造は無視

この法律に欠ける大事な視点の一つは、いじめの背後にある問題やいじめを生み出す構造についての考察である。

“いじめ”という言葉が曖昧なものにしてしまいがちだが、いじめは人権の侵害なのである。それを子どもたちがきちんと自分の認識の中に入れこむには、子どもたち自身の「人権が尊重されている」という実感が不可欠である。自分の人権が尊重されているという実感が無い人間には、他人の人権を尊重するという認識が生じるはずがない。

■子どもという当事者不在

もうひとつ欠けている大事な視点は、「被害者」VS「加害者」と二項対立させた対処であり、しかもおとなの観点からしか対処をとらえていないことである。

加害者」VS「被害者」と二項対立にした対応しかないことは前述したが、それゆえにだろう、子どもという当事者不在の対応策しかとられていない。

「いじめのない学校」という発想ではなく、目指すのは、「子どもの権利・人権が保障され、意識としてもそれが定着している学校」ではないだろうか。

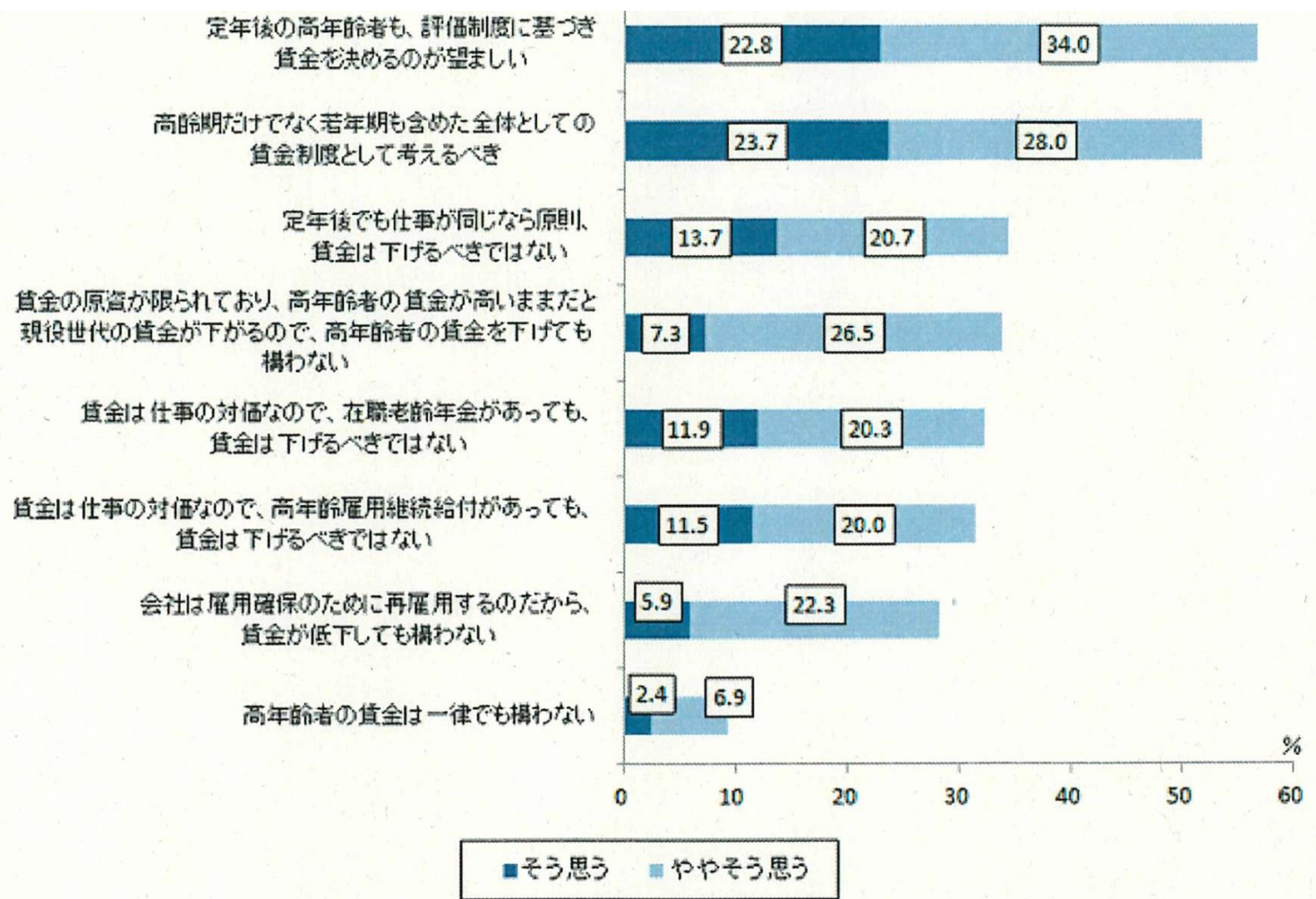
高年齢者の雇用に関する調査

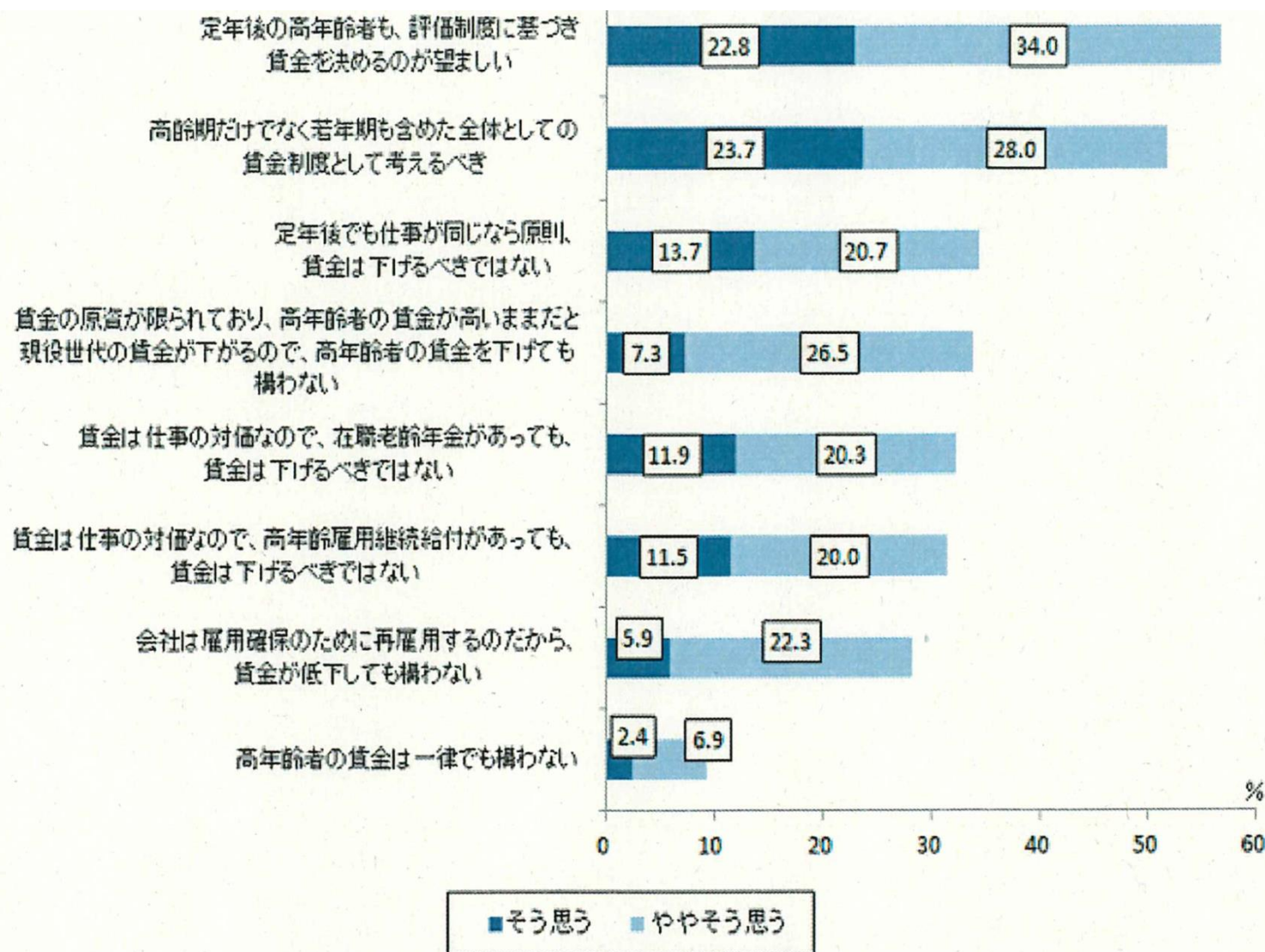
(企業調査) 労働政策研究・研修機構

調査の実施期間 2015年7月17日から7月31日

研究の目的

我が国は、人口減少社会を迎えており、働く意欲と能力のある高年齢者が、その能力を発揮して、希望すればいつになっても働くことができるような環境整備が課題となっている。これまで、年金の支給開始年齢の引上げ等もあり、65歳までの雇用確保(継続)に力点が置かれがちであったが、今後、65歳以上、更には70歳以上の高年齢者が企業や地域で一層活躍することも重要な課題となっている。





図表2 65歳以降の高年齢者の雇用状況（従業員規模別）

		合計	65歳以降は働く ことができない	65歳以降は希 望したら基準に 該当した者は働 くことができる	65歳以降も希望 者全員が働くこ とができる	無回答
合計		6,187	1,830	3,434	645	278
		100.0	29.6	55.5	10.4	4.5
従業員 規模	100人未満	2,856	729	1,634	344	149
		100.0	25.5	57.2	12.0	5.2
	100～300人未満	2,205	690	1,291	211	73
		100.0	31.3	55.8	9.6	3.3
	300～1,000人未満	695	260	375	45	15
		100.0	37.4	54.0	6.5	2.2
	1,000人以上	222	106	94	16	6
		100.0	47.7	42.3	7.2	2.7
	無回答	209	45	100	29	35
		100.0	21.5	47.8	13.9	16.7

65歳以上も働く際の該当基準



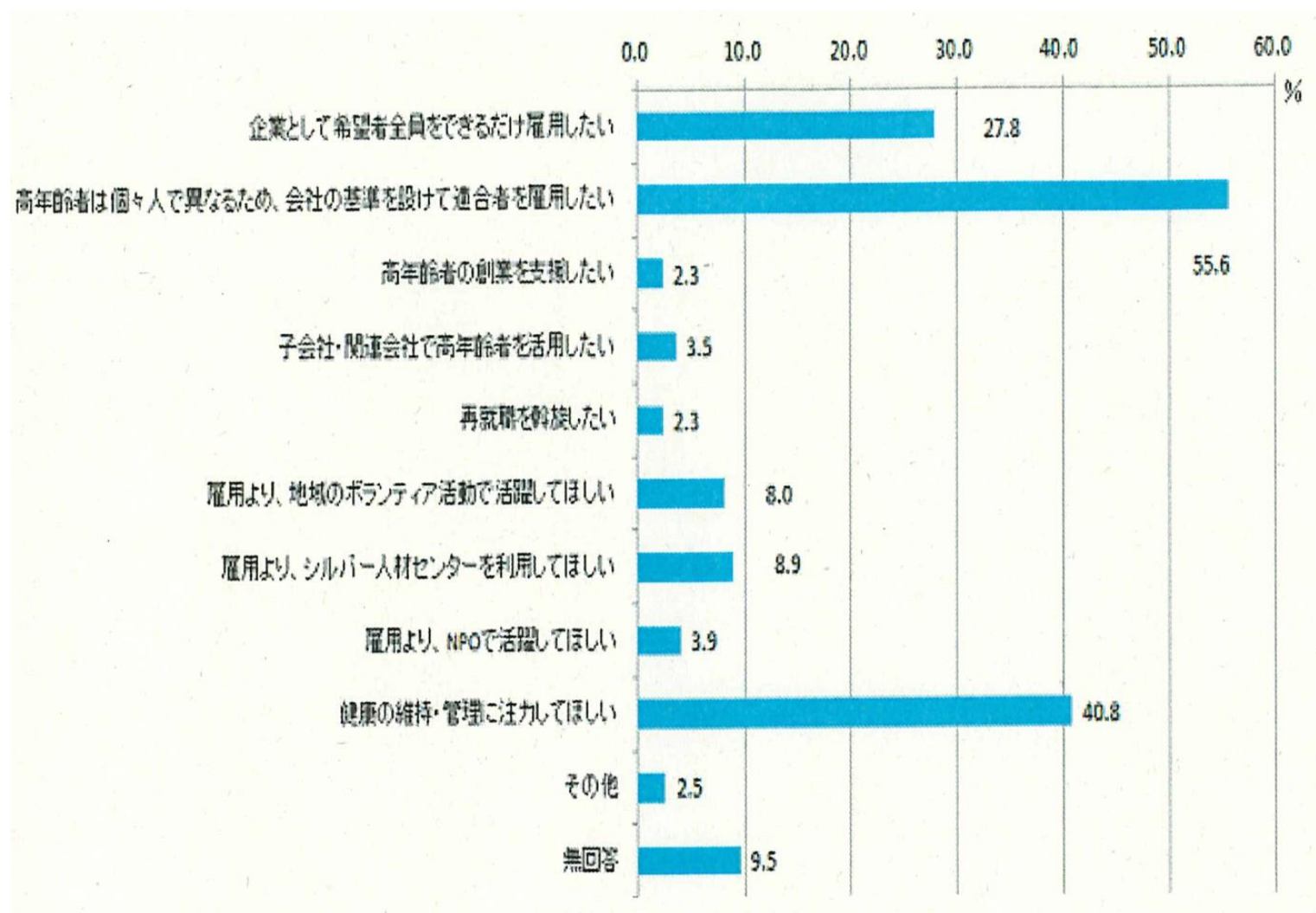
図表4 65歳以降の高年齢者が就いている仕事(職種) (複数回答、単位：%)



図表5 66歳時点の賃金水準

	平均値	標準偏差
最も高い水準の人	95.1	21.9
平均的な水準の人	87.3	19.9
最も低い水準の人	80.9	22.2

65歳以上の層の雇用・就業のあり方に関する考え方（65～69歳）



平成27 年「高年齢者の雇用状況」 集計結果（厚生労働省）

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は99.2%
（対前

年差1.1ポイント増加）

中小企業：99.1%（同1.1ポイント増加）

大企業：99.9%（同0.4ポイント増加）

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(1)希望者全員が65歳以上まで働ける企業は108,086社(同4,500社増加)、割合は72.5%(同1.5ポイント増加)

中小企業では99,952社(同4,197社増加)、74.8%(同1.6ポイント増加)

大企業では8,134社(同303社増加)、52.7%(同0.8ポイント増加)

(2)70歳以上まで働ける企業は29,951社(同2,211社増加)、割合は20.1%(同1.1ポイント増加)

中小企業では27,994社(同2,034社増加)、21.0%(同1.2ポイント増加)

大企業では1,957社(同177社増加)、12.7%(同0.9ポイント増加)

で、**中小企業の取り組みの方が進んでいる**

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（350,785人）のうち、継続雇用された人は287,938人（82.1%）、

継続雇用を希望しない定年退職者は62,102人（17.7%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は745人